

社会福祉法人慶秀会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人慶秀会（以下「当法人」という）定款21条および第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項に基づく。（民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。）

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、職務執行の対価として報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員についても、職務執行の対価として報酬を支給する。
- (3) 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表4の報酬を支給する。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表第1による区分に応じて、毎年度理事会で具体的な金額を決定する。

(非常勤役員の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表3による区分に応じて、毎年度理事会で具体的な金額を決定する。

(報酬の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、次の号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給料規程第5条に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (3) 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- (1) 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- (2) 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- (3) 常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公 表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

平成29年 6月 18日より改定する。

平成30年 4月 1日より改定する。

別表第1 常勤役員の報酬＊職員との兼務がない場合

役職名	報酬（月額）の上限額
理事長	500,000円以内
理事長以外の理事	300,000円以内

別表第2 非常勤役員の報酬

	報酬日額
理事会への出席報酬等	10,000円
監査への出席報酬等	10,000円
理事の業務報酬	15,000円
監事の業務報酬	15,000円

別表第3 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している

常勤役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬
を支給する。

役職名	役員報酬額月額
理事長	250,000円以内
業務執行理事	200,000円以内
理事長・業務執行理事以外の理事	50,000円以内

別表第4 評議員の報酬

	報酬日額
評議員会出席報酬等	10,000円